

東浦町障害者虐待対応コアメンバー会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第32条第2項第2号に定める相談、指導及び助言を適切に行うため、東浦町障害者虐待対応コアメンバー会議（以下「コアメンバー会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 コアメンバー会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 障害者に対する虐待（以下「虐待」という。）の有無に関する事。
- (2) 分離保護、立入調査等の虐待への対応（以下「対応」という。）の緊急性の有無に関する事。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置の適用に関する事。
- (4) 今後の対応並びに当該対応の目標、役割分担及び期限に関する事。
- (5) 対応後の状況評価及び支援方針に関する事。
- (6) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 コアメンバー会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 障害者福祉を所管する課の長
- (2) 障害者福祉を所管する課の担当職員
- (3) 障がい者相談支援センター長

(会議)

第4条 コアメンバー会議は、虐待の通報を受理し、必要な情報収集及び事実確認を行った後、速やかに障害者福祉を所管する課の長が召集する。

(秘密の保持)

第5条 コアメンバー会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行する。